

福岡地区水道企業団指名停止等措置要領運用基準

指名停止のより適正な取扱を確保するため、福岡地区水道企業団指名停止等措置要領の運用基準を次のとおり定める。

第1 本文

1 第2条第1項関係

- (1) 指名停止の期間中の有資格者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。なお、再度指名停止の期間が、現に指名停止を受けている期間を超えないときも同様とする。
- (2) 有資格者が別表1、2各号に掲げる措置要件に該当するときにおいて、本企業団が当該事実を知る以前に、有資格者から自発的に文書等で当該事実の報告があり、その報告に基づき指名停止を行う場合は、その自発性を考慮し、指名停止期間を定めることができるものとする。

2 第2条第3項関係

競争入札参加資格の取消期間は、取消日から起算して3年とする。

3 第4条第2項関係

- (1) 有資格者が別表1、2各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、第4条第2項に基づく措置(以下「短期加重措置」という。)の対象としないものとする。
- (2) 下請負人が短期加重措置に該当するときは、元請負人の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

4 第6条第1項ただし書関係

指名停止の通知を省略することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 有資格者の代表者の所在が不明のとき。
- (2) 後記第3第2項第3号によるとき。
- (3) その他通知する必要がないと認める相当な理由があるとき。

5 第7条関係

指名停止の期間中の有資格者には、指名停止の期間中の有資格者を構成員に含む共同企業体を含むものとする。

6 第8条関係

競争入札参加資格を取り消された者又は指名停止の期間中の有資格者が指名停止等を受ける以前から現に下請負人又は保証人となっている契約については、その契約の下請負人又は保証人の承認を取り消すものとはならないものである。

第2 各別表共通

1 指名停止期間の始期関係

別表1、2各号中の指名停止期間の始期は、別表1、2各号の措置要件に応じ、原則として次に掲げるいずれかの早い日を適用するものとする。

- (1) 事実を知った日
 - ア 別表第1第2号後段
総務課が評定表を受理した日
 - イ 別表第1第4号ア
履行遅滞により違約金を徴すこととした決裁日
- ウ 別表第1第2号前段、第3号、第5号から第8号まで及び別表第2第7号、第8号、第10号
(ア) 有資格者又は本企業団の監督担当課等から当該事実を知り得る文書を受理し

た日

- (1) 主要日刊紙（総務課が事務上購読している日刊紙をいう。以下同じ。）の報道に基づき当該事実を有資格者に確認し、措置要件に該当するときは、その報道日
(り) 主要日刊紙の報道に基づき当該事実を有資格者に確認するも、一時的に措置要件に該当するかどうかの判断が困難であるときは、その後、有資格者又は本企業団の監督担当課等から当該事実を知り得る文書を受理した日
- 工 別表第1第4号イ、ウ
有資格者又は本企業団の監督担当課等から当該事実を知り得る文書を受理した日
- (2) 逮捕又は公訴を知った日
ア 別表第2第1号及び第5号
逮捕又は公訴があつた日
イ 別表第2第2号及び第6号
(ア) 主要日刊紙の紙面上の報道日
(イ) 有資格者等から当該事実を知り得る文書を受理した日
- (3) 当該認定をした日
ア 別表第1第1号
措置することとした決裁日
イ 別表第2第3号及び第4号
「第4、別表第2」の「3 第3号及び第4号関係」の(1),(2)又は「4 第4号関係」に該当した日以降の当該事実を知った日。なお、事実を知った日は、前記(1)ウに準じるものとする。
ウ 別表第2第9号
福岡県警察本部から当該事実について文書で通知があつた日

2 競争入札参加資格の取消日は、決裁日とする。

第3 別表第1

1 第1号関係

虚偽の記載のほか、別表第1第1号に掲げる申請書等の誓約事項に反したと認められるときにおいて、当該誓約事項が指名停止の措置に関するものである場合は、該当する措置要件の期間の範囲内において、その反したことを加味し、指名停止期間を定めることができるものとする。

2 第2号関係

- (1) 「工事成績が不良のとき」に該当し指名停止又は文書警告を行う場合の措置期間等は、当該評定の点数（以下評定点といふ。）により次のとおりとする。

評 定 点	措置内容	措置期間
30点未満	指名停止	4カ月
30点以上35点未満	指名停止	3カ月
35点以上40点未満	指名停止	2カ月
40点以上45点未満	指名停止	1カ月
45点以上50点未満	文書警告	—

備考

評定点が45点以上50点未満かつ当該工事の完了日以前3年間（3年以内に本号の規定により指名停止を受けている場合は当該工事の完了日以降。）に同様の理由で既に文書警告を受けているものについては、文書警告を行わず1月の指名停止を措置する。

- (2) 工事成績の評定にあたり法令遵守等の考查項目において指名停止又は文書警告を受けたことにより点数を減じられた場合は、当該減じられた点数を除いた点数を評定点として前号の規定を適用する。

3 第4号関係

(1) アに該当し指名停止を行うときの措置期間は、履行遅滞の日数により次のとおりとする。

履行遅滞の日数	15日以内	16日以上 30日以内	31日以上 60日以内	61日以上
措置期間	1月	2月	3月	4月

(2) 制限付一般競争入札の落札候補者が、正当な理由がなく落札者決定のための資料を提出しない場合はイに該当し、文書警告を行うものとする。

ただし、同様の理由で以前3年間に文書警告を受けているものについては文書警告を行わず1月の指名停止を措置する。

4 第3号、第6号又は第8号関係

第3号、第6号又は第8号の措置要件に該当することとなる本企業団以外契約とは、次のとおりとする。ただし、事実発生日から1年以内のものとし、1年以上経過したものについては特に重大かつ悪質なものとする。

(1) 福岡県内の地域において生じたもの。

(2) 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県又は沖縄県の地域（以下「九州地域」という。）において生じたもので、当該かし又は損害・事故が特に重大であるもの。

(3) 九州地域以外の地域において生じたもので、当該かし又は損害・事故が特に重大かつ悪質であるもの。

第4 別表第2

1 第1号関係

(1) 「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

(2) イにおける「有資格者の役員」とは、執行役員を含むものとする。

2 第2号関係

第2号に該当し指名停止を行うときの措置期間は、事案発生区分及び供与金額により次のとおりとする。

(1) 事案発生区分

ア 事案発生区分Aとは、事案発生区分B及び事案発生区分C以外のもの

イ 事案発生区分Bとは、

(ア)福岡県内の地域において生じたもの

(イ)福岡県外の地域において生じたもので、当該事案が次に掲げる場合であるもの

(a)有資格者（本社・本店）の代表取締役（代表権のない会長を含む）が生じさせた事案

(b)本企業団と直接の契約の相手方となる本社・本店又は支店・営業所等に所属する者が生じさせた事案

ウ 事案発生区分Cとは、第4条第2項第1号又は第2号に該当するもの

(2) 措置期間

ア 代表役員等

事案発生区分	措置期間	供与金額			
		100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 400万円未満	400万円以上
A	A	9月	10月	11月	12月
	B	10月	11月	12月	13月
	C	12月	13月	14月	18月

イ 一般役員等

事案 発生 区分	供与金額		
	100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上
措置期間	A	6月	7月
	B	7月	8月
	C	8月	9月
			12月

ウ 使用人

事案 発生 区分	供与金額		
	50万円未満	50万円以上 200万円未満	200万円以上
措置期間	A	3月	4月
	B	4月	6月
	C		6月

3 第3号及び第4号関係

- (1) 独占禁止法第3条に違反した場合は、次のアからエに掲げる事実のいずれかを知ったとき。
- ア 排除措置命令（第4号関係を除く。）
 - イ 課徴金納付命令（第4号関係を除く。）
 - ウ 独占禁止法第74条の規定に基づく刑事告発
 - エ 独占禁止法違反の容疑により有資格者の代表者若しくは使用人等が逮捕
- (2) 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合は、課徴金納付命令があった場合とする。（第4号関係を除く。）
- (3) 課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において短期の期間を下回るときは、第4条（指名停止の期間の特例）第3項の規定を適用する。

4 第4号関係

排除措置命令又は課徴金納付命令（以下「排除命令等」という。）において、契約の相手方として不適当であると認められる場合は、次のとおりとする。なお、本号の基準に該当しないときは、文書により警告を行うものとする。

- (1) 九州地域（九州7県及び沖縄県をいう。）において生じたもの。
- (2) 九州地域以外の地域において生じたもので、当該違反が次の代表的例のような重大なもの。
 - ア 排除命令等があった場合において、代表役員等が違反行為の主導的役割を果たしたことが明らかなとき。
 - イ 排除命令等において、違反行為が複数の国土交通省地方整備局に及ぶなど広範囲に行われたことが明らかなとき。
 - ウ 指名停止期間が終了した後、3年以内に、再度、排除命令等があったとき。

5 第7号関係

「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいうものとする。

6 第9号関係

- (1) 当該措置要件に基づき指名停止を行った場合、引き続き措置することの可否は、福岡県警察本部に対して文書により照会し、その結果をもって決定することとする。

(2) キの「密接な交際」とは友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツなどを共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、偶然に会った場合は含まれないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。

「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団関係者を自らが主催するパーティその他の会合に招待する又は暴力団関係者が参加するパーティその他の会合に招待され同席するような関係をいう。

7 第10号関係

「不当介入」とは、当該要求に応じる合理的な理由がないにもかかわらず、暴行又は脅迫する言動、その他不当な手段により違法又は不適正な行為を要求し、又は工事の進捗の障害となる行為をすることをいう。

8 別表備考関係

「情状により」とは、関係者が当該容疑の事実を認めたこと等の事由により逮捕を経ないで書類送検（送致）されたなど、逮捕された場合と同視しうる事情をいう。

附 則

この運用基準は、平成11年9月7日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成21年8月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成21年12月1日から適用する。